

建物管理業務における有資格者の継続雇用の確認について

平成18年度より下記対象業務については、法令の規定により配置が必要となる有資格者が契約日において3ヶ月以上継続雇用している方であることを契約締結の要件とします。

対象業務及び有資格者

対象業務	資格
① 消防設備点検業務	消防設備有資格者又は 消防設備士 防火対象物点検資格者
② 電気設備点検業務（高圧）	電気主任技術者
③ ボイラー設備保守点検業務	ボイラー整備士

確認の方法

契約時に次に掲げる継続雇用の確認ができる、いずれかの書類の写しを提出してください。

- 1 健康保険被保険者証
- 2 健康保険被保険者標準報酬決定通知書
- 3 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書
- 4 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
- 5 その他公的機関の発行した書類で継続雇用の確認ができるもの

なお、1～5までの書類が提出できない場合は、国民健康保険被保険者証及び源泉徴収票の写し、並びに税務調査承諾書を提出してください。

（注）上記の書類は、有資格者選任届及び資格者証の写しと一緒に提出してください。

※コピーする際には、本人の氏名、生年月日、資格取得年月日等の就職年月日の分かる部分、事業所の所在地・名称以外の項目は必要ありませんので、その他の項目は黒塗りしたうえで提出してください。

※雇用については、雇用形態は問いませんが通年雇用であることが条件となります。（人材派遣、下請は認めません。）

問い合わせ先 金沢市総務局監理課
TEL220-2105